

～働く方々一人一人が安心して健康に働くことができる職場の実現のために～

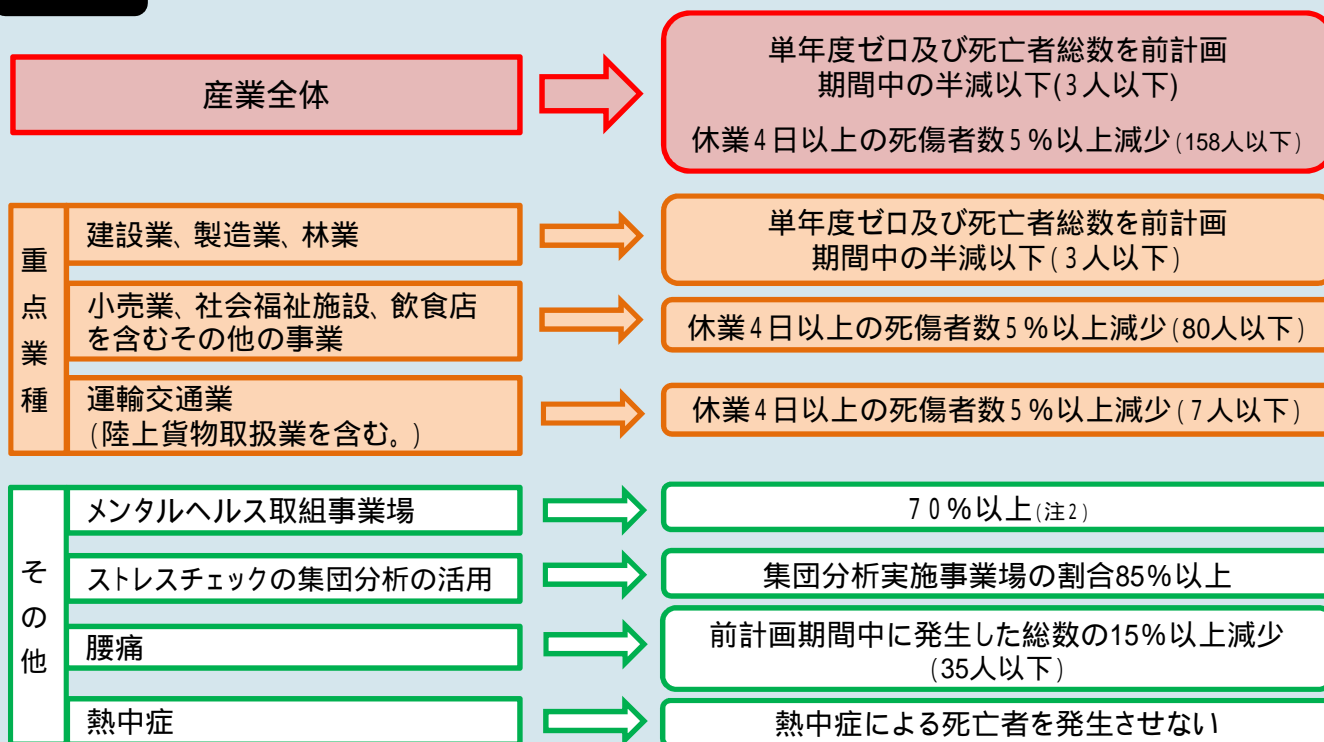
## 岡谷労働基準監督署における 第13次労働災害防止推進計画

働く方々の一人一人はかけがえのない存在であり、働く場において一人の被災者も出さないという基本理念の下、労働災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり長野労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「長野県における第13次労働災害防止推進計画」(注1)が策定されました。

岡谷労働基準監督署では、当該推進計画に基づき、管内の状況等を踏まえ、署としての実行計画である「岡谷労働基準監督署における第13次労働災害防止推進計画」を策定しました。

### 目標

【計画期間 2018年度から2022年度までの5か年間】



長野労働局・岡谷労働基準監督署では、第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向けて、独自の運動を推進しています！

#### (岡谷地区)信州・危険の「見える化」推進運動

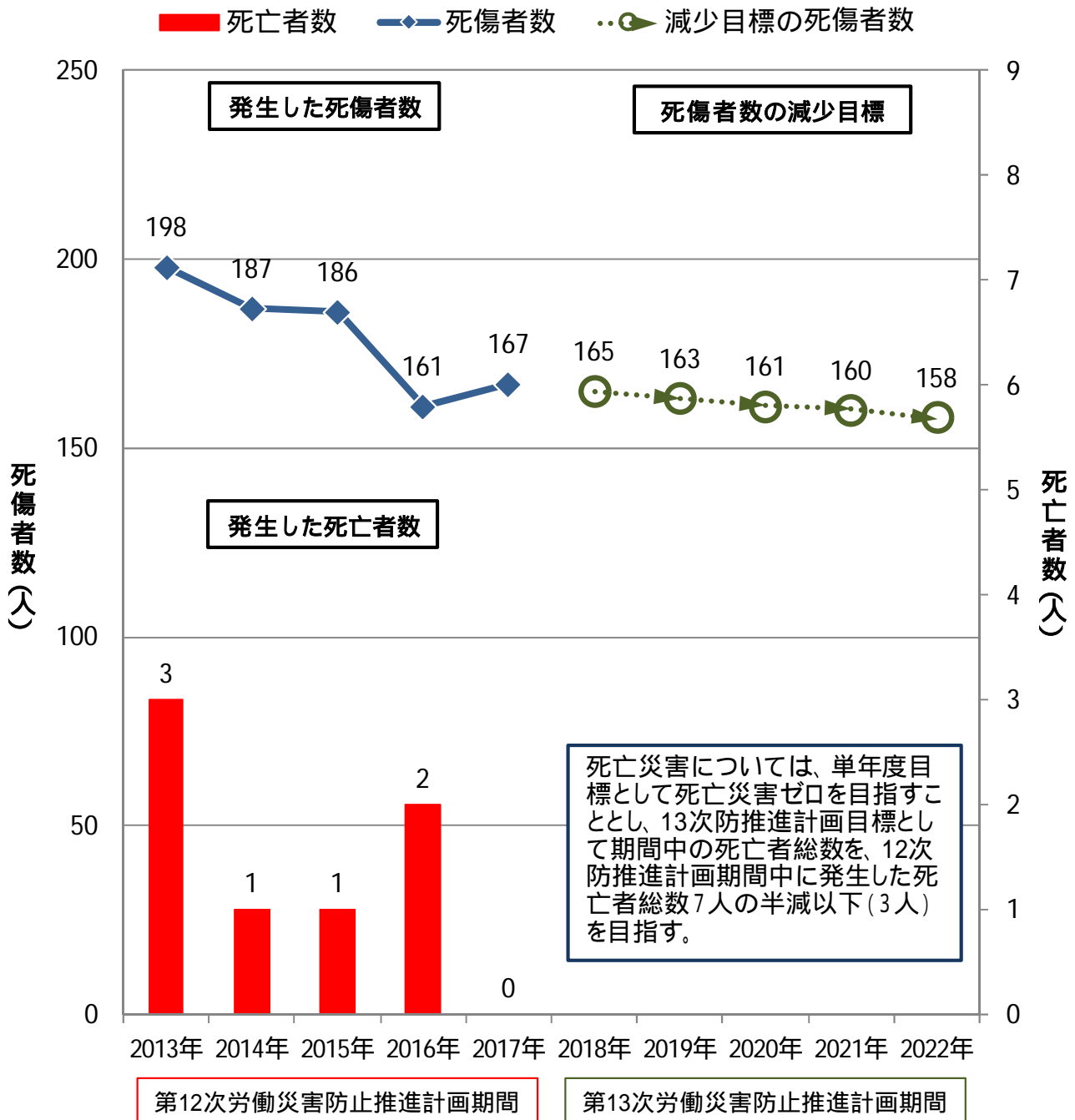
職場における危険有害性の「見える化」を促進するとともに、労働者一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高め、リスクアセスメント等の自主的取組の普及促進を進めることにより、労働災害防止を図る運動です。  
リスクアセスメントを組み込んだ「年間安全衛生計画」等の策定を進めるとともに、4S活動、危険予知(KY)活動の普及も進めています。

#### 信州・春の安全衛生教育推進運動

春には多くの企業で、新規労働者が採用されるほか、年度の切り替えに伴って、配置換え等も行われることも多く、作業に不慣れな労働者が増加することから、特に、雇入れ時や配置転換時の教育が必要な時期といえます。「セーフティ・ファースト 安全第一」の考え方を浸透し、地域全体の安全衛生意識の向上により、労働災害防止を図る運動です。

# 岡谷労働基準監督署における 第13次労働災害防止推進計画の目標

(死亡者数及び休業4日以上死傷者数)



(注1)「労働災害防止計画」は、労働安全衛生法第6条の規定により、厚生労働大臣が策定します。長野労働局では、この計画を踏まえ、推進計画を策定しました。

(注2)メンタルヘルス対策に係る以下8項目の取組のうち、4項目以上取り組んでいる事業場の割合です。

【メンタルヘルスの取組の8項目】

- 衛生委員会等での調査審議
- 心の健康づくり計画の策定
- 事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任
- 労働者への教育研修の実施
- 管理監督者への教育研修の実施
- 労働者からの相談体制の整備
- 職場復帰支援体制の整備
- ストレスチェックの実施

労働安全衛生法の改正により、労働者数50人以上の事業場において、年1回のストレスチェックが義務づけられています。メンタルヘルス対策を取組むことにより、「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然に防止しましょう！

